

入札公告（説明書）

令和7年7月4日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の4-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|--|
| 1. | 契約件名（調査等名） | 道東自動車道 占冠～トマム土質地質調査 |
| 2. | 業務内容 | 業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『参考図』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 宮入 徹往 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
（住所）〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
（電話）011-896-5777
（mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 電子入札 |
| 6. | 内訳明細書 | 「不要」 |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「無」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』4-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 掲載資料の有無：「無」 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和 7 年 7 月 4 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から 令和 7 年 7 月 18 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和 7 年 7 月 18 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』4-3-2. ～4-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 7 年 8 月 1 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和7年8月26日 16時00分 ※『共通入札公告』の4-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。
14	開札日時	令和7年8月27日 15時30分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和7年8月18日16時00分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メール（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時まで提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の貸与申込期間 （設計業務成果品等）	本件競争入札においては非該当
19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名		道東自動車道 占冠～トマム土質地質調査				
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式				
	落札者の決定方法	総合評価落札方式				
	見積活用方式の対象	無				
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-		
	評価値の算出方法	加算方式				
	入札バンド	対象外				
	履行バンド	対象				
	審査時期	事前審査				
競争参加要件			下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。			
	業種区分		地質・土質調査			
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。			
		同種業務の実績	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。			
			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
			地質	地質(岩盤)		
			土質及び基礎	地質(土質)調査		
			土質及び基礎	基礎構造		
			土質及び基礎	土構造		
			土質及び基礎	地下構造物		
審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。					
	同種業務の実績	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。				
		テクリスの業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。				
		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	
		地質	地質(岩盤)			
		土質及び基礎	地質(土質)調査			
		土質及び基礎	基礎構造			
		土質及び基礎	土構造			
		土質及び基礎	地下構造物			
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	審査基準日において、次に示す1～8のいずれかの技術者資格を有する者であること。				
	手持ち業務件数	1 技術士 総合技術監理部門 建設－土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学－地質 3 技術士 建設部門 土地及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3から4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土地及び基礎部門 8 地質調査技士				
		※1 上記5に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。				
審査基準	※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。					
	手持ち業務が、次に該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。					
競争参加要件	競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 令和7年度 道東自動車道 占冠工事区施工管理業務	受注者名) 道東自動車道占冠工事区施工管理業務施工管理共同体【信和設計(株)・(株)パートナーズ】		
			業務名) 令和7年度 道東自動車道 トマム工事区施工管理業務	受注者名) パシコン技術管理(株)		
	その他					

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)		配置基準	履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期)において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
	予定照査技術者に求める事項	技術者の配置	不要
		技術者資格	－
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者の配置	必要(予定管理技術者が現場作業責任者を兼ねることができるものとする)
		技術者資格	予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目			評価基準				
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。				
			評価基準			配点	
			評価点＝配点×係数a			20点	
			係数a：同種業務の発注機関及び受渡し時期				
			受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合		同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合
			同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50		0.25
			同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25		0.12
上記に該当しない	0.00						
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。				
			評価基準			評価	配点
			平成22年4月1日以降に履行対象地域(北海道内)で業務を行い公的機関等に受渡し完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点	
②上記に該当しない	0点						
競争参加者の経験及び能力	資格・実績等	ワーク・ライフバランス関連制度認定の取得	次の基準で評価する。				
			評価基準			配点	
			①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)			5点	
			②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)				
			③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)				
上記の認定のうち1つ以上を取得している。							
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。				
			評価基準			配点	
			評価点＝配点×係数a×(業務評定点－70)/20 ※業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。			15点	
			係数a：同種業務の発注機関及び受渡し時期				
			受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合		同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合
			同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50		0.25
			同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25		0.12
上記に該当しない	0.00						
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。				
			評価基準			配点	
			評価点＝配点×係数a			5点	
			係数a：同種業務の表彰対象及び表彰時期				
			表彰時期 表彰対象	表彰日が令和4年4月1日以降の場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合		表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合
			同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50		0.25
			同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25		0.12
実績なし	0.00						
◇留意事項 ①同一業種区分とは、本業務の競争参加資格要件における業種区分であることをいう。 ②平成28年度以降に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。							

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。					
			評価基準			評価	配点	
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。			①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の1～5に該当する	15点	
			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の6～8に該当する			7.5点		
			③上記に該当しない			不適		
15点								
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。					
			評価基準			配点		
			評価点＝配点×係数a			20点		
			係数a：同種業務の発注機関及び受渡し時期					
			発注機関	受渡し時期	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合		同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合
				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00		0.50	0.25
			同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25		0.12	
			上記に該当しない	0.00				
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。					
			評価基準			評価	配点	
			平成22年4月1日以降に履行対象地域（北海道内）で業務を行い公的機関等に受渡し完了した同種業務の実績について評価する。			①実績がある	5点	
			②上記に該当しない			0点		
5点								
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。					
			評価基準			配点		
			評価点＝配点×係数a×（技術者評定点－70）/20 ※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。			10点		
			係数a：同種業務の発注機関及び受渡し時期					
			発注機関	受渡し時期	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合		同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合
				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00		0.50	0.25
			同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25		0.12	
			上記に該当しない	0.00				
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数	次の基準で評価する。						
		評価基準			評価	配点		
		配置予定管理技術者が、次に該当する場合は選定（評価）しない。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。			①に該当しない	適		
			①に該当する			不適		
-								
◇留意事項 手持ち業務は、審査基準日の時点で契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。								
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。						
		評価基準			評価	配点		
		以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。			いずれも該当しない	適		
			いずれかに該当する			不適		
-								

（注1）技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点（満点100点）に60/100を乗じて、小数点第4位以下を切り捨てた値とする。